

枚方市立小倉小学校 不登校対応方針

令和7年4月
枚方市立小倉小学校

学校対応

連携対応

レベル1 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日

◎担任による電話連絡

- 欠席理由
- 医療機関への受診の有無について
- 次の登校時の連絡
- など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認する。

◎学級・学年・教科など、校内での情報共有

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④組織による対応

不登校対策委員会にて検討

チェック

- ・保健室への来室状況
- ・担任以外の教職員による情報

レベル2 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

◎担任による家庭訪問等

- 子どもの表情・様子 □家庭環境
- 子どもの生活リズム □保護者の見立て
- 子どもの友人関係 □登校への意欲レベル
- 子どもと保護者の関係性
- などの聞き取り。

◎校内不登校対応委員会による対応

- ①家庭環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容は、学校全体で共有。

レベル3 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない手立て

- ・電話・タブレット等を活用し、継続的な連絡、家庭訪問を実施。
- ・授業や行事への参加の仕方を家庭と相談。

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家相談へつなぐ
- ・別室対応（校内教育支援ルーム等）

◎校内教育支援ルームまたは、学校外の組織との連携

○教育支援センター「ルポ」

- ・登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行う。
枚方市教育文化センター別館 1F（TEL：050-7102-3154）
- ・登室・訪問指導

○院内学級

○フリースクールなど

○その他必要に応じてつなぐ関係機関

- ・医療・診療内科（発達課題）・少年サポートセンター（非行）など

レベル4 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い組織的に対応。

② 長期的に連絡が取れない場合、公的関係機関への通知や通告義務があることを保護者に伝える。

◎重大事案を想定した連携する関係機関

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5 年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチした記録はすべて残す。また、日々の学校対応を記録する。

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。など

家庭と連絡が取れない状態、または家庭と連絡が取れても子どもにアプローチができない状態が続く場合には、子どもの命を守ることを最優先に考える対応を行う。

◎重大事案に発展しないための緊急的な連携

① 長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急に関係諸機関と連携。

→教育委員会へ通告書の写しを提出

→まるっとこどもセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供

② 学校対応について保護者から過度な要求がある場合。

→スクールロイヤーに相談。（教育委員会を通して）

不登校児童・生徒の状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行うことある。。